

令和2年度第3回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 議事録要旨

開催日時	令和2年12月23日(水) 午前10時30分から午前11時35分まで
開催場所	長久手市役所北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 (敬称略)	<p>愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 教授 吉川雅博【計画評価部会長・計画策定部会長】</p> <p>瀬戸保健所健康支援課 課長補佐 西川恵子</p> <p>名古屋東公共職業安定所 業務担当次長 田中清仁</p> <p>尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト 就労支援コーディネーター 有田幸奈</p> <p>長久手市身体障害者福祉協会 会長 加藤勝</p> <p>希望の会 会長 近藤浩光</p> <p>ウエンディの箱 会長 鈴木厚子</p> <p>ほっとクラブ 会長 山口恭美</p> <p>長久手市民生委員児童委員協議会障がい者部会 部会長 高田千津子</p> <p>社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 事務局長 見田喜久夫</p> <p>株式会社フォルツァあるく長久手グリーンロード 施設長 後藤俊輔【就労支援部会長】</p> <p>特定非営利活動法人百千鳥 理事長 竹田晴幸【福祉サービス支援部会長】</p> <p>長久手市障がい者基幹相談支援センター 鈴木聖美</p> <p>長久手市教育委員会 指導主事 荒川ひとみ</p> <p>長久手市福祉部長 川本晋司【会長】</p> <p>尾張東部圏域地域アドバイザー 大谷真弘</p>
欠席者氏名 (敬称略)	愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 教授 宇都宮みのり【精神障がい者支援部会長】
審議の概要	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 協議事項 第4次長久手市障がい者基本計画等の素案について</p> <p>(2) 報告事項 障がい者自立支援協議会の再編について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 長久手市障害者手当の見直しについて</p>

	(2) 長久手市の療育支援体制について
公開・非公開の別	公開
傍聴者の人数	0人

1 あいさつ

○会長あいさつ

2 議題

(1) 協議事項

第4次長久手市障がい者基本計画等の素案について

○会長

計画策定部会部会長及び事務局から報告をお願いします。

○計画策定部会部会長（吉川委員）

この計画は、障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、障がい者権利擁護支援計画の4つの計画を合わせて作成している。また、今回の計画は、意識調査、ヒアリング、今までの相談支援などから課題を抽出し、長久手市で必要である取組で不十分であったものを重点項目とし、6年間で特に注力するものとして7つ取り上げた。

また、今回、基本理念を少し改め、お互いに声を掛け合うことや自分らしく暮らす、ということ盛り込んだ。

先日12月15日（火）に開催された第5回策定部会において、計画の素案についておおむね了承を得たので、今後、指摘のあった事項などを修正し、パブリックコメントを実施していきたい。

○事務局

（事務局による資料説明）

今後については、1月22日から2月22日までの間、パブリックコメントを実施し、意見を踏まえた計画案について、再度、部会及び本会議で議論いただき、今年度末に策定を予定している。

○委員

資料1の57ページに「圏域に1か所整備」とある。この場合、どこがイニシ

アティブを取るのか。また、愛知県はどのように介入するのか。

資料1の89ページに農業従事者への調査があるが、有効回収率が11.7%と低い数字になっている。よって、この調査をもって、そのまま計画に反映させることは問題だと思う。

○事務局

ここで言う圏域は、尾張東部圏域であり、その会議体で合意形成を図っている。基本的には各市町の取組であるため、どこかの市町がイニシアティブを取っていくという考え方ではない。また、愛知県の介入については特にない。

農業従事者への調査については、有効回収率が低調であったため、今後、個別にコミュニケーションを取るなどし、施策に関し話し合っ決めていきたい。

○委員

イニシアティブを取る市町はないということだが、計画に載せてあるのにとこの市町もやらないということのないように願います。

○事務局

圏域に1か所整備という目標になっているが、できる限り身近な社会資源を活用して整備していきたい。

○地域アドバイザー

アドバイザーとして出席する圏域の市町の会議等で、ほかの市町の取組状況を把握し、情報を共有していきたい。

○部会長

議題(1)について、ご異議のある方がいないので、計画策定部会の部会長の説明のとおりの内容策定を進めていく。また、文章などの微修正については、部会長と事務局で行うこととする。

【議題(1)について、出席委員に諮ったところ承認】

(2) 報告事項

障がい者自立支援協議会の再編について

○会長

事務局から報告をお願いします。

○事務局

障がい者自立支援協議会について、関係者間の情報共有や課題解決力の強化を目的に、再編に向けた検討を行っている。その検討状況についてご報告する。

資料2-1 体系図案について、個別の相談支援などから上がってくる地域課題は、事務局会議で整理、共有され、必要に応じてプロジェクトチームを設置する。プロジェクトチーム及び障がい福祉関係者連絡会にて、地域課題が検討され、本会議へ報告し、意思決定されるというのが、障がい者自立支援協議会の一連の流れである。

新たに設置するプロジェクトチームについて、令和3年度中には4つ設置する方向で検討しており、すべて仮称だが、療育支援体制整備、医療的ケアが必要な人への支援体制整備、地域共生、災害時の支援体制整備のチームである。

プロジェクトチームについては、資料2-2を参照。チームの設置にあたっての考え方は、3点である。次期計画の重点項目の関係性を意識したこと、よりスピーディーかつ集中的に議論ができるようチームの目標や到達点、設置期間を明確にすること、現行部会の検討内容を踏まえた編成にすることである。

プロジェクトの設置、解散について、今後、課題に応じて柔軟に設置、解散ができる体制整備が必要になるため、その協議については事務局会議にて行い、本会議には適宜報告を行っていききたい。

現行部会の移行等について、現行の児童教育支援部会及び精神障がい者支援部会は、検討内容を整理し、それぞれ記載のとおり新プロジェクトとして移行する予定である。その他の部会活動については、市、障がい者基幹相談支援センター及び既にある事業所ネットワークにおいて活動等の継続が担保できると考え、新たにチームを設置しない予定である。

これらの案については、令和3年度中に立ち上げるプロジェクトチームとして想定しているもので、それ以降は、実情に応じて設置していくこととなる。

今回の再編で新たに設ける（仮称）障がい者福祉関係者連絡会との関連性について、この連絡会は、事業所をはじめとする障がい福祉関係者のネットワークが不十分であるという本市の課題を踏まえて新たに設置するものである。プロジェクトチームでの検討において、より幅広い意見収集が必要な場合等においては、この連絡会の場を活用することが考えられる。プロジェクトチームの議論を補完することができるほか、関係者が様々な地域課題に触れ、それぞれが認識を深めていけるような場にしたいと考えている。

○委員

現在ある精神障がい者支援部会が（仮称）地域共生プロジェクトチームに移行していくとのことだが、プロジェクトチームで検討していく課題は何か。

○事務局

地域共生という言葉の概念が広いため、どこにスポットを当てるかは、プロジェクトチームを進めていく上でも重要であると考えます。今年度、精神障がい者支援部会において、アンケートを実施した中で、情報がなかなか届いていないことが分かった。部会のワーキンググループにおいて、当事者に向けた情報発信をするパンフレットを作成していただいている。まずは、分かりやすい情報発信に重点を置いて、地域の理解や当事者の情報収集の支援に特化したプロジェクトにしてもよいと考えているが、内容については、現在も障がい者基幹相談支援センターと協議中であるため、次回の本会議で詳細をお示ししたい。

○委員

現行の体制で何が問題であったのか。また、現行の体制で良かった点について、再編後にどのように担保されるのか見えてこない。

○事務局

現行の体制について、大きな問題があったとは認識していないが、部会の開催回数が多くなり参加者の負担が大きかったことや、課題が絞り込めておらず部会の中でどのように進めていったら良いか分からないことがあった。

現行の体制で良かった点については、今までの部会を通じた活動等で、参加者のネットワークが形成されたこと、事業化されたこと等により、活動が継続的に続けられる体制が整ったと判断したので、今後もその体制が維持できるよう必要に応じ支援していくことで担保されることを考える。

○委員

地域共生と言われても、精神疾患のある人が怖いのは地域のため、精神障がい者支援部会から（仮称）地域共生プロジェクトチームに移行するのは違和感を感じる。

○事務局

次回の本会議において、現行の部会で何をしてきたか具体的な項目をお示し、プロジェクトチームに移行するものと移行しないものはどこで担っていくかを明確にする。

3 その他

(1) 長久手市障害者手当の見直しについて

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

(事務局による資料説明)

○会長

市としても、しっかり検討して施策に反映させていきたいと考えている。

(2) 長久手市療育支援体制について

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

(事務局による資料説明)

○委員

資料の8ページ、こどもの発達相談室の対象が0歳から20歳となっている。定義の確認をしたい。

令和3年4月から、こどもの発達相談室が設置されるとのことだが、そこで行う予定の業務について、現在はどこかで行われているのか。それとも、新たな業務として、開始されるのか。

○事務局

児童の福祉サービスについては、20歳まで利用することができるため、対象者を20歳としている。

(仮称) こどもの発達相談室が担う業務の一部について、現在は子ども家庭課をはじめ、社会福祉協議会が相談支援事業として実施している一方、発達確認や関係機関との連携については、できていないことや不十分な点があると認識している。そのようなことを含め、こどもの発達関係の中核を担う部署として市が設置するものである。

○委員

(仮称) こどもの発達相談室は、法律上設置しないといけないものなのか。

○事務局

法定外の業務として行う。

○委員

(仮称) こどもの発達相談室の開室は、令和3年4月1日でよいか。

○事務局

組織としては、令和3年4月1日に立ち上げる。ただし、専門職も4月からの雇用のため、資料に記載のある業務を全て4月1日から行うことは難しいと考えており、数か月間の準備期間を経て、本格スタートさせる予定である。

○委員

教育総務課が実施している就学相談は、(仮称) こどもの発達相談室との連携が非常に重要である。また、事業概要がはっきり分からないので、教育委員会と協議する機会を設けて欲しい。

○事務局

今後、教育委員会と情報を共有し、どのように連携していくか協議をしていく。

○会長

業務のつなぎ等、これから特に重要になってくる。自分がつないだ方がどのように支援されていくのか、関わった全ての方が共有していけるように(仮称) こどもの発達相談室が設置されると理解している。

○会長

最後に、その他、委員のみなさま、事務局から、この場でご報告等あれば願います。

○事務局

令和2年9月16日に、本市と、障がい者の就労を目的とした企業向け貸し農園を全国で展開する株式会社エスプールプラスは、障がいのある人の就労による自立支援を目的に、「障がいのある人の就労支援に関する協定」を締結したので報告する。株式会社エスプールプラスは、障がいのある方が、同社が管理する農園を利用する企業に就職し、その農園で野菜作りに取り組んでいただく形で、障がい者の就労を支援している。令和3年の春頃には市内において農園を開園する予定であり、これから利用者やその家族を対象とする見学及び説明会が順次行われる。

○委員

農福連携とよく耳にするが、ストーンと落ちる答えが見つからない。なぜ農福連携なのか、皆さんのお考えを聞きたい。

○委員

農福連携が絶対に良いとは思っていないが、先日、豊田市内の社会福祉法人が取り組む自然栽培農法の農園を視察に行った。無農薬、無肥料で農作物を栽培するため、とても健康的であり、利用者、事業所職員ともに時間に追われず季節を感じながら過ごしており、楽しそうであった。

○会長

農福連携については、農業の面では、後継者不足という課題があり、一方、福祉の面では、障がいのある方の働く場がないという課題があり、双方をマッチングさせるというところが取組の始まりであったと記憶している。

本市において、農福連携は、手詰まり感があり拡大していない。行政の内部や実際に活動に関わっている方と意見交換をしながら、協力していきたい。

○会長

これで議事は終了する。